

一般廃棄物処理業許可基準等要綱

制 定 昭和 46 年 12 月

最近改正 令和 3 年 9 月

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第 24 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業等の許可基準の細目について必要なものを定めるものとする。

(収集、運搬を業とする基準)

第 2 条 収集、運搬を業とする場合の必要な人員の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車両」という。）1 台につき、運転手資格の従業員が 1 人以上いること。
- (2) 市内に事務所を有すること。
- (3) 事務所については、使用に対する権利を有することとし、そのうち主たる事務所には、固定電話を備え、常に連絡が取れる従業員がいること。

2 収集、運搬を業とする場合の運搬車両の基準は、次のとおりとする。

- (1) 運搬車両は 3 台以上保有することとし、1 車両あたりの最大積載重量は 8 t 以下であること。
- (2) 運搬車両は、一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない構造であること。また、本市が運営する処理施設（焼却工場（鶴見資源化センターを含む。）、南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場。以下「本市処理施設」という。）に運搬する際は、原則として自動ダンプ型、圧縮方式であること。
- (3) 運搬車両は、常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- (4) 運搬車両は、原則として自己所有とし、所有していない車両を運搬車両に用いる場合は、自動車検査証の使用者が申請者であること。
- (5) 運搬車両は、本市一般廃棄物収集運搬業の専用車両とし、他の目的と混用しないこと。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する場合は、この限りではない。
- (6) 運搬車両の色及び表示等詳細は、別紙「車両表示仕様書」のとおりとする。
- (7) 緊急・非常時にやむを得ない理由で代替の運搬車両を使用する場合は、第 4 号から第 6 号までによらず、理由を証する書類と併せて事前に申し出ることとし、本市の指示に従うこと。

3 収集、運搬を業とする場合の設備基準は、次のとおりとする。

- (1) 運搬車両数に適合した車庫を市内に保有すること。
- (2) 放流先に支障のない洗車設備（油水分離槽等）を有しているか又は洗車設備を持った特定施設と契約していること。
- (3) 車庫については、使用に対する権利を有することとし、周辺環境に配慮すること。

4 収集、運搬を業とする場合の器材基準は、次のとおりとする。

- (1) 保管、積替容器等（コンテナ等）については、静置又は作業中に一般廃棄物、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (2) 無蓋車両のシート類は、十分に大きいものを使用し、ロープその他所要付属品（予備品を含む。）を常備すること。

5 収集、運搬を業とする場合の業務内容等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域が限定されていない場合の事業区域は、市内全域とすること。
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類が限定されていない場合は、原則として本市が収集運搬する一般廃棄物以外とすること。
- (3) 事業活動の月平均稼働日数が 20 日以上であること。また、本市から請求があったときは、そのことを証明する帳簿書類等を提示しなければならない。
- (4) 一般廃棄物の資源化計画を定め、当該計画に基づき分別収集ができる体制であること。また、本市から請求があったときは、そのことを証明する帳簿書類等を提示しなければならない。
- (5) 本市処理施設及び神明台ストックヤードへ運搬する際は、ごみ処理施設等搬入事務取扱要綱の規定によるほか、本市の指示に従うこと。
- (6) 資源化可能な一般廃棄物等を収集する場合は、本市処理施設及び神明台ストックヤードによらず、全量を資源化施設へ運搬すること。また、本市から請求があったときは、そのことを証明する帳簿書類等を提示しなければならない。

（処分を業とする基準）

第 3 条 処分を業とする場合の施設及び処分地基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める処理処分基準及び施設維持管理基準を、適正に実施できる施設、処分地、器材、人員等を保有すること。
- (2) 排水、雨水等の排除に際しては、その処理施設並びに水質及び放流河川、下水道等について、本市環境創造局の承認を受けたものであること。
- (3) 関係法令等を遵守し、一切の公害を発生させないものであること。
- (4) 宅地造成又はこれに類する目的をもって、埋立処分を行う場合には、関係法令上（都市計画法等）の許可を受けたものであること。
- (5) 土地の所有権又はその土地に対する使用及び形状変更の権利を有すること。
- (6) 車両の運搬に際して、周辺地域に交通障害等を生じない立地条件であること。

（船舶による業の基準）

第 4 条 船舶によって、収集、運搬及び処分を業とする場合の船舶基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有船舶は、廃棄物の種類、処理量に見合ったもので、その処理に適する諸設備を有すること。
- (2) 航行時及び停船時に廃棄物、臭気、汚水等が飛散、流出及び漏洩等しない構造であること。

- (3) 載貨時において、廃棄物、臭気、汚水等が飛散、流出及び漏洩等しない構造及び設備を有すること。
 - (4) 船舶は、本市の指示する表示をすること。
- 2 廃棄物の積換場の構造基準は次のとおりとする。
- (1) 載貨時において、廃棄物、臭気、汚水等が飛散、流出及び漏洩等しない構造及び設備を有すること。
 - (2) 廃棄物の種類に応じ、必要な積込み装置及び水栓等を有し、かつ汚水が流出しない構造であること。
- 3 その他船舶の構造等は、船舶安全法及び海洋汚染防止法等の関係法令に抵触しないこと。

(遵守事項)

第5条 一般廃棄物処理業に関するの遵守事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び規則、並びに収集、運搬を業とする場合にはごみ処理施設等搬入事務取扱要綱及び交通関係法規に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 従業員は、業務中は雇用関係を証明する書類を常時携帯すること。また、本市から請求があったときは、その書類を提示すること。
- (2) 許可の有効期間中に本市が実施する一般廃棄物処理業者を対象とした講習会・研修会を、指示に従って受講すること。
- (3) 本市一般廃棄物処理業において、利益が計上できること。
- (4) 排出事業者の分別排出を促進し、廃棄物の減量化・資源化の推進を図ること。
- (5) 一般廃棄物処理業務遂行中に事故があったときは、関係法令に基づき適切に対処するとともに、速やかに本市に報告すること。
- (6) 本市処理施設へ搬入する運搬車両の新規登録又は登録済みの車両の色若しくは表示を変更しようとするときは、運搬車両の色及び表示について、事前相談の上、第8条に規定する書類を提出すること。

(業の許可申請に係る添付書類等)

第6条 規則第21条の規定による業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

- (1) 事業計画書（総括表（様式1の1）及び個別表（様式1の2））
- (2) 欠格条項に該当しない旨を証する書類（法人の場合は監査役を含む役員及び政令で定める使用人のもの）
 - ア 誓約書（様式3）
 - イ 住民票の写し（本籍の記載があるもの）
 - ウ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもので

はないことを証する書類

(3) 事業資金及びその調達に係る書類

- ア 事業開始資金調書（様式4）（新たに法人を設立した場合又は個人で新たに業を開始する場合）
- イ 資産等調書（様式5）（個人の場合）
- ウ 直前3か年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）
- エ 直前3か年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）

(4) 従業員名簿（様式6）（一般廃棄物処理業の事務担当者を明示すること。）

(5) 市内の主たる事務所（法人の場合は商業登記されていること。）及び他の事務所（以下「事務所」という。）に係る書類

- ア 事務所一覧（様式7の1）（事務所を2か所以上有する場合）
- イ 事務所の概要及び案内図（様式7の2）
- ウ 事務所の写真（外観及び内部）
- エ 事務所の使用権を有することを証する書類（建物所有の場合は登記簿謄本等、建物借用の場合は建物の賃貸借契約書等）

(6) 業務経歴書（様式8）（廃棄物処理法の規定による許可を他に有している場合は、当該許可証の写し等を添付すること。）

(7) 定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本（法人の場合。ただし、商業登記簿謄本の目的欄に一般廃棄物処理業が明記されていること。）

(8) 収集、運搬を業とする場合の必要書類

- ア 資源化計画書（様式9）
- イ 車庫等一覧（様式10の1）（車庫等を2か所以上有する場合）
- ウ 車庫等の概要、案内図及び配置図（様式10の2）
- エ 車庫等の写真
- オ 車庫等の使用権を有することを証する書類（所有の場合は土地の登記簿謄本等、借用の場合は土地の賃貸借契約書等）
- カ 運搬車両等一覧（様式11）
- キ 運搬車両等の自動車検査証等の写し
- ク 運搬車両等の写真（斜め前方及び斜め後方）
- ケ 洗車設備に係る書類（特定施設等との契約書等、所有の場合は使用権を有することを証する書類及び下水道法・横浜市下水道条例に規定する除外施設の設置等の届出書の写し）及び写真

(9) 処分を業とする場合の必要書類

- ア 処理施設の案内図及び配置図（様式12）
- イ 処理施設の写真（外観及び内部）

- ウ 処理施設の使用権を有することを証する書類（建物所有の場合は登記簿謄本等、建物借用の場合は建物の賃貸借契約書等）
 - エ 一般廃棄物の処理工程図
 - オ 処理施設の一般廃棄物最大保管量計算書
 - カ 処理施設の各設備及び構造物等の仕様書（最大処理能力計算書を含む）
- (10) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面

（許可日）

第7条 規則第21条の規定による許可は、各月1日に行うものとする。

（許可申請事項の変更に係る提出書類等）

第8条 規則第23条第1項の規定による許可申請事項の変更に係る提出書類等は、次のとおりとする。

(1) 許可申請事項変更申出書（様式13）

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更しようとするときは、その書類等

2 規則第23条第2項の規定による許可申請事項の変更に係る提出書類等は、次のとおりとする。

(1) 許可申請事項変更届出書（様式14）

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更したときは、その書類等

（許可証等の交付）

第9条 規則第25条第1項又は第3項の規定により許可等をしたときは、一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式15）を申請者に交付するものとする。

2 規則第25条第2項の規定により承認したときは、変更承認書（様式16）を申請者に交付するものとする。

（運搬車両の新規登録に係る提出書類）

第10条 運搬車両の新規登録に係る許可申請事項の変更について、前条第2項の規定により変更承認書が交付されたときは、速やかに次の書類を提出すること。

(1) 新規車両登録申出書（様式17）

(2) 当該車両の自動車検査証の写し

(3) 当該車両の写真（斜め前方及び斜め後方）

（事業の廃止等に係る提出書類）

第11条 規則第28条第1項の規定による事業の廃止に係る提出書類は、次のとおりとする。

(1) 事業廃止届出書（様式18）

(2) 一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式15）

(3) 運搬車両ごとの車両確認証及び抹消登録証明書の写し又は写真等（収集、運搬を業とする場合）

2 規則第 28 条第 2 項の規定による事業の休止に係る提出書類は、次のとおりとする。

(1) 事業休止届出書（様式 19）

(2) 一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証（様式 15）

(3) 運搬車両ごとの写真等（収集、運搬を業とする場合）

（事業の実績報告に係る提出書類）

第 12 条 規則第 31 条第 1 項の規定による事業の実績報告を行うときは、事業実績総括報告書（様式 20 の 1）を提出するものとする。

2 規則第 31 条第 2 項の規定による事業の実績報告を行うときは、事業実績総括報告書（様式 20 の 1）及び事業実績報告書（様式 20 の 2）を提出するものとする。

（欠格要件に係る提出書類）

第 13 条 省令第 2 条の 7 に規定する届出書は、欠格要件に係る届出書（様式 21）とする。

（再生利用等による特例）

第 14 条 本市処理施設に一般廃棄物を搬入することがない運搬車両については、第 2 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号、第 5 号、第 3 項第 1 号及び第 5 項第 1 号、第 3 号の規定は適用しない。

2 機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する場合は、第 2 条第 2 項第 1 号、第 5 号及び第 5 項第 3 号の規定は適用しない。

（委任）

第 15 条 本要綱に定めのない事項については、別に資源循環局長が定めるところによる。

（雑則）

第 16 条 前各条の定めにかかわらず、資源循環局長が必要と認めるときは、前各条の基準を付加することができる。

附則

（施行期日）

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 17 年 2 月 4 日から施行する。

(適用)

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(適用)

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は平成 20 年 9 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理し

たものについては、施行期日前から適用する。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和元年12月14日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(適用)

- 1 この要綱は令和3年9月30日から施行する。ただし、この要綱の施行期日前に許可申請を受理したものについては、施行期日前から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

車両表示仕様書

- 1 運搬車両の色は、次の色を除いたものとする。
 - (1) 本市が保有する塵芥車の類似色（ラッピングカーを除く。）
 - (2) 周辺自治体*が指定する収集運搬車両の類似色

※周辺自治体とは、東京都23区及び本市に隣接する自治体を指す
 - (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡を使用するもの及びこれらに類するもの。
- 2 運搬車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。
 - (1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。
 - (2) 帯の幅は大型車で20cm、中・小型車で15cmとし、車体に直接塗装すること。
 - (3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。

ア ドア部（2段書き）

『一般廃棄物処理業
横浜市許可No.〇〇〇〇』

イ 側部

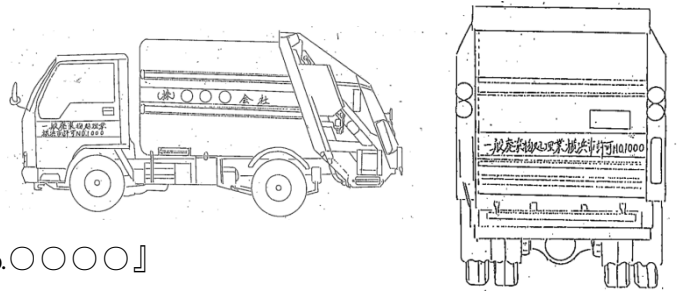
業者名を表示（例：『(株)〇〇商事』）

ウ 後部

『一般廃棄物処理業 横浜市許可No.〇〇〇〇』

エ 文字の色は濃紺とし、字体は丸ゴシックとする。

オ 文字の大きさ及び配置は、次のとおりとする。



	大型車		中・小型車	
	大きさ	配置	大きさ	配置
ドア部	縦 7 cm 横 6 cm	上中下各 2 cm 開け、 横はバランスよく。	縦 6 cm 横 5 cm	上中下各 1 cm 開け、 横はバランスよく。
側部・後部	縦 14cm 横 12cm	上中下各 3 cm 開け、 横はバランスよく。	縦 9 cm 横 7 cm	上中下各 3 cm 開け、 横はバランスよく。

- 3 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する運搬車両の識別を阻害する表示は禁止とする。
- 4 本市処理施設へ搬入することがない車両及び機械車両を用いた車道清掃に限定して、本市処理施設に一般廃棄物を搬入する車両については、次のとおりとする。
 - (1) 運搬車両の色については、1（2）の規定は適用しない。
 - (2) 表示は車体外側の両側ドア部に行う。（※マグネットでの表示可）
 - (3) 文字の大きさ、配置及び表示の内容については、2に従うものとする。
 - (4) 横浜市内で収集又は運搬を行う場合は、市民からの誤解を招かないよう産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示及び他都市一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示は行わないものとする。